# 大阪産業大学利益相反ポリシー

制 定 平成23年10月14日 最近改正 令和2年11月24日

大阪産業大学は、独創的・実践的な学術研究と人材育成を推進し、その成果を社会 との連携を通じて、学術の向上と社会の発展に貢献することを使命としている。

本学は、実学的応用研究や企業等との共同研究、企業等からの委託研究等、産学官連携を通じて数多くの研究成果を生み出すとともに、その活用により広く社会に貢献してきた。社会貢献は本学の基本的役割の一つであり、引き続き今後も組織として積極的に推進する。

産学官連携を進めるうえで、職員や大学が特定の企業等から正当な利益を得ること、あるいは特定の企業等に対し必要な範囲において正当な責務を負うことは妥当である。 しかしながら、外部との経済的な利益関係等によって、大学における職務遂行に必要と される公正かつ適正な判断が損なわれることがあってはならない。

本学は、利益相反を適切にマネジメントすることにより、大学の社会的信頼を確保するとともに職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備する。このため、「利益相反」に対する本学の基本的な考え方を利益相反ポリシーとして定め、産学官連携の健全な発展に資する。

#### 1. 基本的な考え方

- (1) 本学は、社会貢献という本学の使命に鑑み、産学官連携を積極的に推進する。
- (2) 本学は、産学官連携活動の過程において付随的に生じ得る利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、適切な利益相反マネジメントを行う。
- (3) 本学は、第三者が利益相反の疑念を抱くおそれのあるものについては、職員に対して適切な助言、指導等を行うことにより、その解消を図る。
- (4) 本学における利益相反マネジメントは、職員の産学官連携活動を制限するものではなく、職員の自主性を最大限に尊重するとともに、大学の社会的信頼の確保と職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するためのものである。

## 2. 利益相反の定義

利益相反を次のとおり定義し、広義の利益相反を本ポリシーの対象とする。



### (1) 利益相反(広義)

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

(2) 利益相反(狭義)

職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状態をいう。

(3) 個人としての利益相反

職員個人が得る利益と職員個人の大学における責任が衝突・相反している状態をいう。

(4) 大学(組織) としての利益相反 大学が組織として得る利益と大学の社会的責任が衝突・相反している状態をいう。

(5) 責務相反

職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っているため、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

#### 3. マネジメント体制

本学における職員の利益相反の状態を審査し、適切な管理措置について検討する ため、利益相反マネジメント委員会を設置する。同委員会は職員の利益相反問題を 審議し、大学としての判断を示すとともに、利益相反マネジメントに係る基本方針、 その他利益相反に関する事項の審議を行う。

#### 4. 対象と基準

- (1) 本ポリシーは、本学の職員を対象とする。ただし、職員以外の者についても、利益相反マネジメント委員会が必要と認めた者を対象者に加えることができる。
- (2)産学官連携活動において生ずる利益相反の状態が、社会通念上妥当とされる範囲 を逸脱し、大学の教育・研究活動の公正さに疑念を生じさせるか否かを基本的な判 断基準とする。

### 5. その他

本ポリシーを運用するために必要な具体的取扱い事項については、「大阪産業大学利益相反マネジメント規程」に別途定める。